



SMBC CHINA MONTHLY

第 87 号

2012 年 9 月

編集・発行: 三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

< 目次 >

経済トピックス	景気対策の追加をめぐるジレンマに直面 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也……………2
経済トピックス	中国インバウンド客ビジネス(5) ~まとめと今後のヒント~ 日本総合研究所 総合研究部門 上席主任研究員 矢ヶ崎 紀子……………3~4
制度情報	貨物代金決済改革(その2) Mizuno Consultancy Holdings Limited 代表取締役社長 水野 真澄……………5~6
上海現地レポート	雇用単位職業健康監護監督管理弁法」について 上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦 弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑……………7~10
マクロ経済レポート	中国経済展望 日本総合研究所 調査部 研究員 関 辰一……………11~15
金利為替情報	中国人民幣元 台湾ドル 香港ドル 三井住友銀行 市場営業統括部(シンガポール) シニア・エコノミスト 吉越 哲雄……………16~18

経済ピックス① 景気対策の追加をめぐるジレンマ
TOPICS に直面

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

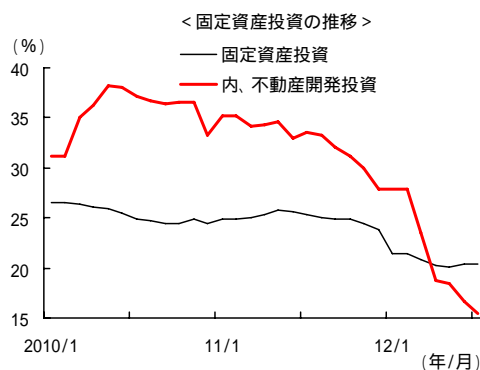
主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

一部の内需指標に下げ止まり感

7月の輸出は前年同月比1.0%増と、伸び悩みが一段と顕著になりました。国・地域別では日本向けが前年割れ、EU向けが2カ月連続の前年比マイナスなど、主要相手への輸出は軒並み不振でした。多角化戦略に取り組んでいるものの、新興市場向けの増勢も総じて鈍化しています。新規輸出受注指数の低下傾向なども考慮しますと、輸出の急回復は期待薄と判断されます。

内需では、一部の指標で下げ止まり感がみられるようになりました。1~7月の固定資産投資(除く農村家計)は前年同期比20.4%増と、1~6月と同水準の伸びを維持しました(右図)。不動産開発投資のように減速の続く分野がある一方、鉄道や高速道路向けなど、マイナス幅の縮小、さらにはプラス転換を果たす分野も出てくるようになりました。自動車販売台数においては、商用車販売の減少幅が縮小しました。力強さに欠けるうえ、限定的ではあるものの、さまざまな景気浮揚策が奏功し、景気持ち直しの兆候も表れています。



(注)1. 年初からの累計額で前年同期と比較。1月は発表されないため、1~2月の伸び率を使用。
2. 10年末までは都市部のみ。11年からは農村家計を除いたもの。
(資料) 国家統計局

投資の急拡大を抑制する方針は堅持

とはいえ、輸出や製造業生産指数(付加価値ベース)など、多くの指標で依然として減速傾向が続いているのは事実です。このため、温家宝首相の「投資の合理的な伸びの促進」という発言(7月上旬)を背景に、一部の地方政府は大規模な投資計画を検討しています。こうした状況下、共産党中央政治局会議が7月31日に開催されました。

同会議では、下半期の経済運営方針として、安定成長を一層重要なものとして位置付けることが確認されました(右表)。物価の安定維持が最重要課題として併記されなかったことや成長目標の実現を示唆した表現があったことも勘案すれば、経済運営の重点を過熱抑制から成長確保にシフトさせる姿勢を鮮明に示したといえるでしょう。

その一方、投資の急拡大を抑制する方針は堅持されました。「効果的な投資の拡大」を目指すとは表明しましたが、過剰生産業種等での抑制を意味する「投資構造の最適化」とセットで示されており、闇雲な投資拡大を回避しようとする胡錦濤指導部の意向がうかがえます。

さらに、「積極的な財政政策」の具体策として明記されたのは構造的な減税政策(営業税から増値税への転換など)のみであり、公共事業に対する財政支出の拡大については言及されていません。景気過熱、とりわけ不動産価格の急騰再燃につながることを懸念し、胡錦濤政権は大規模な投資プロジェクトの実施を積極的には打ち出さなかったと考えられます。ただし、景気減速が年後半も続けば、成長目標達成を大義名分として、景気対策の追加を迫る圧力は最高指導部の中でも高まるでしょう。過剰投資の是正を堅持していくことができるのか、今後の景気動向が鍵を握っているといえます。

< 共産党中央政治局会議(7/31) >

項目	主要指摘事項
下半期の経済運営	安定成長を一層重要なものとして位置付け 積極的な財政政策と穏健な金融政策の継続
投資	投資構造の最適化と同時に効果的な投資の拡大
不動産市場	投機需要の抑制 住宅価格の反転上昇の確実な防止

(資料) 中国共産党新聞網

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピックス② 中国インバウンド客ビジネス (5) TOPICS ~ まとめと今後のヒント ~

SMBC China Monthly

日本総合研究所 総合研究部門
上席主任研究員 矢ヶ崎 紀子
E-mail: yagasaki.noriko@jri.co.jp

今回は本連載の最終回です。まず、これまでにご紹介したことをまとめ、中国での口コミ販売のきっかけに資する新しい動きをご紹介して連載を締め括ります。

これまでの連載のまとめ ~ 中国人訪日客のプロフィール、主な行き先、消費動向

20~30代の若い旅行者が多く、特に、女性は観光目的、男性はビジネス目的で来日しています。訪日中国人の大半が初回訪問であるため、ゴールデンルート（東京 - 大阪間の有名観光地を横断するルート）の人气が高く、北海道、沖縄が続いています。観光庁「平成23年訪日外国人消費動向調査」によると、訪日中国人が日本滞在中に消費する額は他国比最も多く、年間で1,964億円にのぼり、1人当たりの消費額は188,295円です。また、初回はショッピングに滞在時間の多くを使っていますが、次回の来日では四季・温泉・食・自然を体験したいとの意向が高くなっています。

1999年に中国から日本への団体観光旅行が解禁されて以来、2010年7月には中国全土を対象に日本への個人観光旅行が解禁され、2011年7月には沖縄訪問を条件とした数次査証の発給にまで査証に関する環境が改善されています。今後は、個人旅行での訪日観光が増加すると見込まれ、旅行業界や観光地の努力によって訪日リピート客が増加するようになると、地方部にも中国人観光客が訪れることが期待できるところまでできました。

中国人社会ではブログやSNS等の口コミでの商品・サービスに関する情報交換が盛んで、中国人観光客が訪れた地名、宿泊先、店舗名、購入商品等を掲載することは、日本企業にとって、日本に居ながらにしてマーケティングを行う重要なツールになります。

クルーズでやってくる中国人が急増

訪日外客の旅行経路の大半は空路ですが、近年、中国人観光客に関してはカジュアル・クルーズという海路も増えています。九州運輸局によると今年の外国クルーズ船寄港予定回数は博多港が全国一であり、東日本大震災の影響を脱して過去最高の回数に達する見込みです。博多港へのクルーズ船の大半は中国発着であり、乗客の8~9割が中国人観光客です。各船会社は中国国内の旅行代理店にクルーズでの訪日商品の販売攻勢をかけており、中国の中間層の間で家族旅行に手軽な訪日商品としての認知が高まっています。

船内はプール、ジャグジー、スパ、ショップ等の施設が充実した豪華さで、1人1泊100ドル以下程度の料金にはレストランでの食事代が含まれ、エンターテイメントやカジノまで楽しめるフル装備の船旅です。買い物好きの中国人にとっては、荷物の超過料金を心配する必要がなく、夜間に海上を移動し、昼には寄港地の都市に上陸して観光ができます。

福岡市経済振興局が2009年の博多港への中国発着外国クルーズ客船について調査分析していますが、それによると、博多港への寄港は年間24回、約3万人の乗客のうち8割が中国人、乗客1人当たりの平均消費額は3.3万円です。銀聯カードを使用した人（現金との併用を含む）の平均消費額は70,228円、使用しなかった人の消費額は19,886円と約3.5倍の開きがありました。1寄港あたりの福岡市への経済波及効果は4,400万円、24回全体では約10億円と推計されています。寄港の一日のスケジュールは、朝8時に博多港に着岸、8:30頃下船開始し観光バスで団体ツアーを実施（博物館 太宰府天満宮 昼食 タワー見学 天神で2.5時間のショッピング）、17時頃帰船、18時頃に博多港から離岸が典型的とのことです。

博多港は、中国沿岸部からの地理的距離が近いことに加えて、定期船のためのCIQ（Customs:税関、Immigration:入国審査、Quarantine:検疫）が整備されており、さらに、

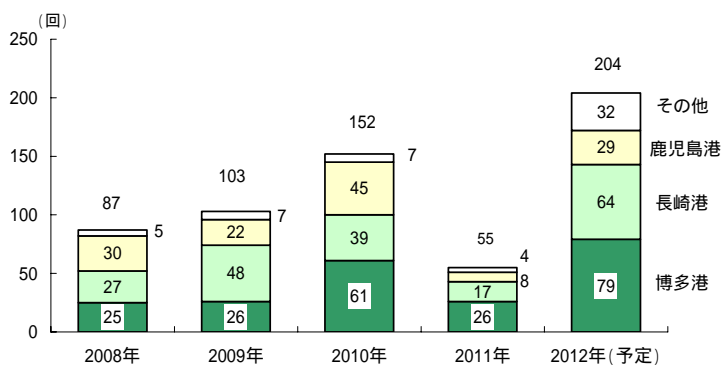
臨時入国審査ブースを設置するなど入国審査手続きの迅速化に取り組んだことが、クルーズ客増加に結実しています。

図表1 2012年港別・外国クルーズ船寄港予定回数(全国)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
主要港名	博多	那覇	長崎	石垣	鹿児島	横浜	神戸	大阪	別府	広島
寄港回数	79	68	64	63	29	28	23	21	14	12

(資料)九州運輸局調べ

図表2 九州地域への外国クルーズ船寄港回数の推移



(資料)九州運輸局調べ

インセンティブ・ツアー、留学生

これまで、個人や家族の観光旅行に焦点をあててきましたが、ビジネスには出張以外の旅行形態があります。インセンティブ・ツアーと呼ばれるもので、欧米企業を中心として、社員のモチベーション向上、取引先や顧客への販売促進手法として実施されてきましたが、近年では中国企業にも採用するところが出ています。具体的には、成績優秀な自社営業マンや代理店経営者にご褒美として報奨旅行を提供するもの、大手取引先の経営者等との関係を旅行を通じて深めるものなどがあります。皆さんの中国でのお取引先あるいは関係先企業でこうした旅行を実施している場合、その行き先を日本にしてもらい、御社への理解を深めてもらうことも、口コミ文化の中国市場を攻めるには有効かもしれません。

また、中国人留学生に着目することも検討されてよいでしょう。留学経験を活用してよい就職先を見つけていく可能性の高い学生を、日本に滞在しているうちに将来性のある顧客として囲い込んでいくことも考えられますし、留学生に中国の家族・友人・知人達に向けて御社の商品のよさを発信してもらうことも考えられます。

図表3 出身国(地域)別留学生数上位5位(2011年5月1日現在)

順位	出身国	人数	前年対比
1位	中国	87,533人	1,360人(1.6%)増
2位	韓国	17,640人	2,562人(12.7%)減
3位	台湾	4,571人	726人(13.7%)減
4位	ベトナム	4,033人	436人(12.1%)増
5位	マレーシア	2,417人	48人(1.9%)減
	全体	138,075人	3,699人(2.6%)減

(資料)独立行政法人日本学生支援機構「平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果」

皆さんが訪日旅行を口コミのマーケティングに活用して商流を強化していくことに挑戦するにあたって、本連載が少しでもお役に立てれば幸いです。

制度情報

TOPICS

SMBC China Monthly

貨物代金決済改革 (その 2)

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄

E-mail: mizuno@mizuno-ch.com

貨物代金決済改革 (その 2)

「貨物貿易外貨管理制度改革の公告 (国家外貨管理局公告 2012 年第 1 号)」、「貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知 (匯発[2012]38 号)」により、8 月 1 日より、貨物代金決済の改革が実施されています。

今回は、制度改革による実務上の影響を、企業分類の違いに応じて解説しました (新制度では、貿易権を有する企業を、A~C 類にランク分けし、各々異なる管理を実施する点を特徴としています)。

今回は、各ランクの位置付けと降格条件、更には、従来、実施されていたユーザンス登記管理制度との関係に付いて解説します。

2. データ管理と降格

国際間の貨物代金決済は、制度改革前は、決済時の個別事前確認を原則としていましたが、制度改革により、外貨管理局による総量データ管理制度に変更されました。

これは、一種の事後確認制度と考えられ、決済時には、比較的自由な入出金が認められますが、外貨管理局が通関・決済等に関するデータ管理を実施し、一定の条件に該当した場合は、現場検査が行われる事になります。

現場検査は、「書類提出」、「企業の責任者、若しくはその代理人との面談」、「立入検査」という方法で実施され、外貨管理局により、企業の外貨操作状況が確認されます。

現場検査の実施要件(細則第 46 条)に該当し、且つ、現場検査に対して合理的な説明ができない場合、外貨管理局への報告・登記が適切に実施されていない事が判明した場合、外貨オペレーションに不備があった事が判明し、且つ、現場検査に合理的な説明ができない場合、外貨管理局は、当該企業を B 類に降格する事ができます。

また、現場検査を拒否した場合、虚偽の資料を提出した場合、直近 12 ヶ月に外貨管理違反により処罰された場合等は、企業を C 類に降格する事が認められています。

尚、B・C 類降格前に、外貨管理局は「分類結果通知書」を企業に提示する事が義務付けられており、企業は 7 営業日以内に異議を申し立てする事ができます。

また、企業ランクの有効期間は 1 年間であり、B・C 類に降格された企業が、1 年満了時に改善が見られた場合、昇格が認められます。

尚、現場検査の要件は、以下の何れかに該当する場合と定められています。

<現場検査の実施要件>

- ・ 総量検査指標の何れかと、地域の許容値とのかい離が 50% 以上の場合
- ・ 4 期連続で地域の許容値を超過した場合
- ・ 輸出代金前受金、輸入代金前払金、ユーザンス輸出、ユーザンス輸入の、何れかの残高比率が 25% を超過した場合
- ・ 期間 1 年以上の貨物代金前受・前払、輸出入ユーザンスの発生比率が 10% 超の場合
- ・ 来料加工の加工賃比率 (加工賃÷輸出参考インボイス) が 30% 超の場合
- ・ 中継貿易の利益率が 20% 超である場合
- ・ 1 件の外貨払い戻し額が US\$ 50 万を超過し、且つ、払い戻し回数が 12 回超の場合
- ・ その他

< 上記指標の定義 >

- 1) 総量検査指標
直近 12 ヶ月の貨物代金受払累計額と貨物輸出入累計額のかい離
- 2) 前受・前払、ユーザンスの残高比率
30 日超の前受・前払、90 日超の輸出入ユーザンスの月末合計と、直近 12 ヶ月の貨物代金受払累計額の比率
- 3) 期間 1 年以上の前受け・前払い、輸出入ユーザンスの発生比率
期間 1 年以上の前受け・前払い、輸出入ユーザンスの発生額と、直近 12 ヶ月の貨物代金受払累計額の比率

3. ユーザンス登記管理制度（貿易信託登記管理制度）に対する影響

2008 年より、「企業の貨物貿易項目下の外債登記管理実施に関する問題の通知（匯発 [2008]30 号）」により、貿易信託登記管理制度が実施されており、輸出入ユーザンス取引、輸出代金前受け、輸入代金前払いを行う場合は、外貨管理局での登記が義務付けられていました（L/C 付取引・US\$5 万以内の少額取引を除く）。

これにより、登記可能金額は、以下の通りに制限され、取引量が規制されていましたが、貨物代金制度改革と同時に、この登記義務は撤廃されました。

< 制度改定前の登記制限 >

- ・ 輸出ユーザンス
総量規制なし（異常な残高・期限設定がある場合のみ、外貨管理局が調査）。
- ・ 輸入ユーザンス
登記可能額 = 直近 12 ヶ月の対外輸入決済額 x 20% - 既登記残高
- ・ 輸出代金前受け金
前受け可能額 = 直近 12 ヶ月の輸出外貨受領額 x 20% - 既登記残高
- ・ 輸入代金前払金
前払可能額 = 直近 12 ヶ月の対外輸入決済額 x 50% - 既登記残高

但し、総量規制が完全に撤廃された訳ではなく、輸出入ユーザンス・輸出代金前受け・輸出代金前払に付いては、モニタリングシステムによる報告を義務付けた上で、取引が一定の比率（上記の〈現場検査の実施要件〉参照）を超過した場合には、現場検査の実施、降格の可能性を持たせる事で、企業の自主規制を促す方式となっています。

B・C 類に降格された場合は、L/C 付であっても、90 日超のユーザンス取引は禁止されま
すし、C 類に降格された場合は、US\$ 5 万超の輸入代金前払いを行うに際して、外国の金融
機関が発行した前払金返金保証の取得が必要となります

尚、新制度においては、A 類企業の場合は、「30 日超の輸出代金前受け、輸入代金前払い」、
「90 日超の輸出入ユーザンス（L/C 付を含む）」を行う場合に、モニタリングシステムによ
る報告が義務付けられています。

B・C 類企業の場合は、30 日超の輸出入ユーザンス取引に付いても、モニタリングシ
ステムによる報告が必要となります。

上海現地レポート 「雇用単位職業健康監護 監督管理弁法」について

REPORT

SMBC China Monthly

上海勤瑞律師事務所 律師 孫毓琦

弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑

E-mail: sunyuqi@qinruilaw.com

E-mail: fujita@cast-law.com

1. 制定の経緯

労働者の職業病からの保護に関しては「中華人民共和国職業病防止処理法」【1】(以下、単に「職業病防止処理法」といいます。)が制定されており、同法は 2011 年 12 月 31 日に改正・公布され【2】、同日より施行されています。職業病防止処理法は、職業病【3】に関する初期予防、労働過程における防護及び管理、診断及び職業病患者に対する保障等に関する事項を定めており、これらについて、国务院の安全生産監督管理部門、衛生行政部門及び労働保障行政部門が関連する職責を負うものとされています(同法第 9 条第 2 項等)。

「雇用単位職業健康監護監督管理弁法」【4】(以下「本弁法」といいます。)は、かかる職業病防止処理法を受けて、2012 年 4 月 27 日に国家安全生産監督管理総局より公布され、6 月 1 日から施行されたものです。本弁法は、職業病防止処理法に基づき、主に職業病危害に接触する作業に従事する労働者の健康監護等に関し、雇用単位の義務及び違反した場合の法律責任と、安全生産監督管理部門の監督管理について規定しており、中国に進出する日系企業においても関心の高いものと思料されるため、以下において紹介します。

なお、国家安全生産監督管理総局からは「雇用単位職業健康監護監督管理弁法」と同時に、同じく職業病防止処理法を受けるとして、「作業場所職業衛生監督管理規定」、「職業病危害プロジェクト申告弁法」、「建設プロジェクト職業衛生“三同時”監督管理暫定施行弁法」などの法令(部門規則)が公布されています(いずれも同年 6 月 1 日施行。)(【5】)。

2. 本弁法の紹介

(1) 本弁法の目的・概要

本弁法は、雇用単位の職業健康監護業務を規範化し、職業健康監護の監督管理を強化し、かつ、労働者の健康及びその関連する權益を保護することを目的として(本弁法第 1 条)、雇用単位による職業病危害【6】に接触する作業に従事する労働者の職業健康監護及び安全生産監督管理部門によるそれに対する監督管理の実施について規定するものです(本弁法第 2 条)。「職業健康監護」とは、具体的には、労働者の職位就任前、職位在任期間中、職位離脱時及び緊急対応の職業健康検査及び職業健康監護ファイル(档案)管理をいうとされています(本弁法第 3 条)。

(2) 雇用単位による職業健康検査に関する具体的事項

職業病防止処理法上、職業病危害に接触する作業に従事する労働者に対しては、雇用単位が職位就任前、職位在任期間及び職位離脱時に職業健康検査を行うべきことが義務

1 全国人民代表大会常務委員会 2001 年 10 月 27 日公布〔主席令第 60 号〕2002 年 5 月 1 日施行。

2 主席令第 52 号。

3 職業病防止処理法上、そもそも職業病とは、「企業・事業単位及び個人経済組織等の雇用単位の労働者が職業活動において、粉塵、放射性物質その他の有毒・有害要素に接触して引き起こされる疾病をいう。」ものと定義されています(同法第 2 条第 2 項)。

4 国家安全生産監督管理総局令第 49 号。

5 それぞれ国家安全生産監督管理総局令第 47 号、第 48 号、第 51 号。

なお、国家安全生産監督管理総局からは、その他に「職業衛生技術サービス機構監督管理暫定施行弁法」(国家安全生産監督管理総局令第 50 号)も同日に公布されています(2012 年 7 月 1 日施行。)

6 職業病防止処理法上、「職業病危害」とは、「職業活動に従事する労働者に対し職業病をもたらすおそれのある各種危害をいう。」とされ、「職業病危害要素には、職業活動に存在する各種有害な化学、物理及び生物的要素並びに作業過程において生ずるその他の職業有害要素が含まれる。」(同法第 87 条第 1 号)とされています。

付けられています (同法第 36 条第 1 項)。これを受けて、本弁法においては、これらの職業健康検査に関して、次のとおり、より具体的な事項を定めています。

雇用単位が職位就任前の健康検査を実施すべき労働者の類型として、次を規定しています (本弁法第 11 条)。

(a) 職業病危害に接触する作業に従事しようとしている新採用の労働者 (当該作業を行う職位に移籍する労働者を含む)

(b) 特殊な健康要求のある作業に従事しようとしている労働者

国家安全生産監督管理総局による本弁法の解説によれば、この段階の健康検査は、労働者の健康状態を検査し、適切で合理的な分業を行うことを目的とされています【7】。

労働者の職位在任期間中、雇用単位が定期の職業健康検査 (本弁法第 13 条) を実施するのに加え、即座に応急の職業健康検査を実施すべき場合として、次を規定しています (本弁法第 14 条)。

(a) 職業病危害要素に接触する労働者に、作業の過程において職業病危害要素への接触と関連する不適症状が現れたとき。

(b) 労働者が急性職業中毒危害を受け、又は職業中毒症状が現れたとき。

国家安全生産監督管理総局による本弁法の解説によれば、この段階の健康検査は、労働者の健康損害を発見することを目的とされています。

その従事している職業病危害に係る作業又は職位から離脱しようとしている労働者に対しては、雇用単位は、その離脱前 30 日以内に職位離脱時の職業健康検査を実施しなければならない (なお、その離脱前 90 日以内の在職期間中に実施された職業健康検査は、職位離脱時の職業健康検査と見なすことができる。)とされています (本弁法第 15 条第 1 項)。

国家安全生産監督管理総局による本弁法の解説によれば、この段階の健康検査は、職位離脱時の健康状態を認識することで、健康損害の責任を明確にすることを目的とされています【8】。

(3) 雇用単位による職業健康監護ファイル (档案) の作成・保存等

職業病防止処理法上、雇用単位は、労働者のために職業健康監護ファイル (档案) を作成し、所定の期限まで適切に保存しなければならないところ (同法第 37 条第 1 項) 本弁法においては、労働者個人に関する当該ファイルに記載すべき内容として次を定めています (本弁法第 19 条)。

(a) 労働者の氏名、性別、年齢、戸籍、婚姻、文化程度及び嗜好等の状況

(b) 労働者の職業歴、既往病歴及び職業病危害接触歴

(c) 過去の職業健康検査の結果及び処理状況

(d) 職業病診療資料

(e) 職業健康監護ファイルに盛込む必要のあるその他の関連資料

なお、このファイルは、労働者が雇用単位を離脱する際には、本人に当該ファイルの写しを取得する権利があり、雇用単位は、真実の内容に従い無償で提供し、かつ、その提供した写しに押印しなければなりません (職業病防止処理法第 37 条第 3 項、本弁法第 20 条第 2 項)。

⁷ 国家安全生産監督管理総局ウェブサイト内「雇用単位職業健康監護監督管理弁法解説」URL：
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_20750/2012/0416/168342/content_168342.htm

⁸ なお、職業病患者は、法により労働災害社会保険を享有するほか、関係する民事法律により、賠償を取得する権利を有する場合には、雇用単位に対し賠償要求を提出する権利を有するとされています (職業病防止処理法第 59 条)。

また、職業病防止処理法上、雇用単位に分割、合併、解散、破産等の自由が生じた場合には、当該雇用単位は、職業病危害に接触する作業に従事している労働者に対して健康検査を実施し、かつ、職業病患者について法に則り適切な手配を行うべきこととされているところ（同法第 61 条第 2 項）本弁法においては、この場合に更に職業健康監護ファイルにつき、国の関連規定に基づく移管・保管を行うべきことを明確にしています（本弁法第 21 条）。

(4) 国の安全生産監督管理部門による雇用単位の職業健康監護措置に対する監督管理

上記のような雇用単位による職業健康監護に対して、国の安全生産監督管理部門による監督管理が行われることが定められています（本弁法第 22 条乃至第 25 条）。具体的には、次の点に重点を置いて監督検査するものとされています（本弁法第 22 条）

- (a)職業健康監護制度の確立状況
- (b)職業健康監護計画の制定及び専門項目経費の具体化の状況
- (c)職業健康検査に必要な資料をありのままに提供する状況
- (d)労働者の職位就任前、職位在任期間、職位離脱時及び緊急対応の職業健康検査の状況
- (e)職業健康検査結果及び提案について、労働者に対し告知義務を履行する状況
- (f)職業健康検査報告に焦点をあてて措置を講ずる状況
- (g)職業病及び職業病の疑いにつき報告する状況
- (h)労働者職業健康監護档案の確立及び管理状況
- (i)雇用単位を離れる労働者のため本人の職業健康監護档案の写しをありのままに、かつ、無償で提供する状況
- (j)法により監督検査すべきその他の状況

(5)雇用単位の違反行為等に対する法律責任

雇用単位として注意すべき点としては、雇用単位の違反行為等に対する法律責任（是正命令及び行政罰としての罰金等）の規定があります（本弁法第 26 条乃至第 30 条⁹）。具体例としては、次のようなものが挙げられます。

雇用単位が、(a)職業健康監護制度を確立せず、又は具体化しない場合、(b)職業健康検査に必要な文書及び資料をありのままに提供しない場合、(c)職業健康検査の状況に基づき相応する措置を講じない場合、(d)職業健康検査費用を負担しない場合等において、警告をし、期間を限り是正するよう命じ、3 万元以下の罰金を併科することができる（本弁法第 26 条）。

雇用単位が、規定どおりに職業健康検査を組織せず、職業健康監護档案を確立せず、又は検査結果をありのままに労働者に告知しない場合等において、期間を限り是正するよう命じ、警告し、5 万元以上 10 万元以下の罰金を併科することができる（本弁法第 27 条）。

雇用単位が、職業健康検査を経ていない労働者が職業病危害に接触する作業に従事するよう手配した場合等において、期間を限り整備・管理するよう命じ、5 万元以上 30 万元以下の罰金を併科する。更に、事案が重大である場合には、職業病危害を生ずる作業を停止するよう命じ、又は関係する人民政府に対し国务院の定める権限に従い閉鎖を命ずるよう要請する（本弁法第 29 条）。

⁹ このうちのいくつかは職業病防止処理法上所定の内容を再言したものです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

3. 同時に公布・施行された職業病防止処理法に基づく他の部門規則の紹介

冒頭で紹介したとおり、本弁法の公布と同日に、職業病防止処理法に基づくその他の関連事項に関する部門規則も公布されており、本弁法と同日に施行されています。これらの部門規則の概要について、ごく簡単ではありますが以下において紹介します。

(1) 「作業場所職業衛生監督管理規定」

同規定は、職業病防止処理法に基づき、雇用単位における作業場所【¹⁰】に関する職業病の防止・処理等の労働者の健康管理に関する事項を定めるものです。

(2) 「職業病危害プロジェクト申告弁法」

職業病防止処理法上、雇用単位の作業場所に職業病目録所定の職業病の危害要素が存在する場合に、適時に、ありのままに所在地の安全生産監督管理部門に対して危害プロジェクトを申告し、その監督を受けるべきこととされていることを受け（同法第 16 条参照）、同法に基づき、その申告手続に関する具体的内容を定めるものです。

(3) 「建設プロジェクト職業衛生“三同時”監督管理暫定施行弁法」

同弁法は、職業病防止処理法上、建設プロジェクトの職業病防護施設に必要な費用は建設プロジェクトの工事予算に組み入れなければならない、かつ、主体工事と同時に設計、施工及び生産への投入・使用を行うべきとされていること（いわゆる「（職業衛生の）三同時原則」）、及び建設プロジェクトの竣工・驗収前に建設単位が職業病危害コントロール効果に関する評価（事前評価）を受けるべきとされていること（同法第 18 条参照）から、同法に基づき、この原則及び事前評価手続に関する詳細等を定めるものです。

本内容における中国法の解釈については、全て上海勤瑞律師事務所の孫毓律師が担当し、日本語による連絡及び日本法に関する記述については、日本国弁護士である弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑が担当しています。

¹⁰ 同規定上、労働者が職業活動を行う全ての場所（建設単位の施工場所を含む。）であると定義されています（第 58 条第 1 項第 1 号）。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

マクロ経済レポート

REPORT

中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

研究員 関 辰一

E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

中国経済概説(2012年9月)

(1) 現状

中国経済は内需主導で拡大しているものの、テンポが緩やかに。とりわけ、秋口以降の景気減速が顕著。

2011年秋口以降の減速の要因は、国内住宅市場の調整、欧州債務危機、企業収益の悪化の3点。

こうしたなか、政府は2011年秋口から4月にかけて、省エネ車減税や営業税から付加価値税への税制改革(これにより、一部のサービス業の法人税率が低下)などのでこ入れ策を開始。もっとも、こうした措置は消費主導型経済への構造調整を念頭にしており、景気対策の効果は限定的。

5月以降、景気減速が政府の想定よりも急ピッチであるため、政府は即効性のある景気対策に重点をシフト。具体的には、a)公共投資の拡大、b)企業の投資プロジェクトの承認加速、c)政策金利の引き下げを実施。さらに中央政府は、中小都市の地方政府が不動産市場抑制策を緩和したことを一部黙認。

この結果、政府部門のみならず、企業部門と家計部門の需要にも持ち直しの兆し。製造業の業況判断は2四半期連続で上向き、工業企業の利益率が一段と上昇することを示唆。設備投資の先行指標となる日本の中国からの工作機械の受注はここ6ヵ月回復傾向。7月の分譲住宅販売床面積は5月に比べて22.1%増加。

ただし、製造業の生産活動は在庫調整のため低い伸び。

(2) 展望

当面は厳しい環境ながら、政府の景気対策と不動産市場の回復、在庫調整の一巡を受けて、7~9月期に持ち直しに転じると予想。

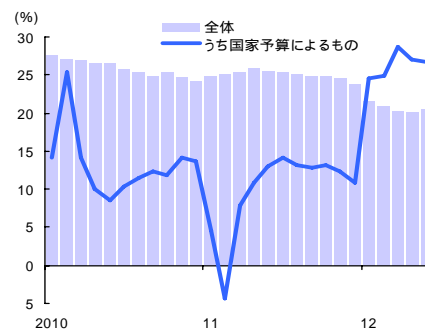
他方、不動産市場の調整の影響が想定よりも大きかった点を勘案し、2012年の実質GDP成長率予想を8.2%から8.0%に、2013年は8.7%から8.5%に下方修正。

2011年秋以降の主要経済政策

日付は公表日	主要経済政策
2011年11月30日	預金準備率を0.5%ポイント引き下げ(3年ぶり)
12月9日	自動車税(車船税)法の実施細則を発表。2012年1月1日から省エネ自動車、新エネルギー自動車に優遇税制(50~100%の減免)
2012年2月18日	預金準備率を0.5%ポイント引き下げ
5月12日	預金準備率を0.5%ポイント引き下げ
16日	省エネ家電向けに総額265億元の補助金を支給すると発表(暫定1年間)。省エネ照明・小型車・省エネモーターの3分野にも別途補助金
25日	鉄鋼大手の宝钢と武漢鋼鉄が進める総額1,300億元にのぼる製鉄所の建設計画を認可
6月5日	省エネ車減税の対象車種を追加発表
7日	預金・貸出基準金利を0.25%ポイント引き下げ
13日	自動車の買い替えに補助金を支給する「汽車以旧換新」制度を2012年1月1日~12月31日にかけて再導入
7月5日	貸出基準金利を0.31%ポイント、預金基準金利を0.25%ポイント引き下げ
10日	省エネ自動車リスト(対象モデルの購入者に3,000元の補助金、第8弾)を9ヵ月ぶりに発表

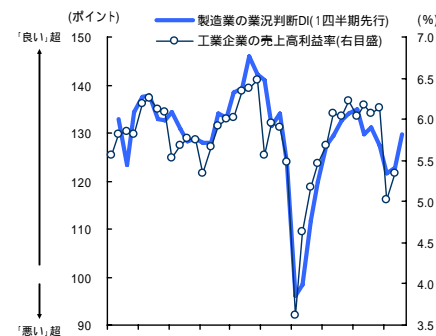
(資料)中国政府各機関、各種資料を基に日本総研作成

固定資産投資(除く農村家計、前年比)



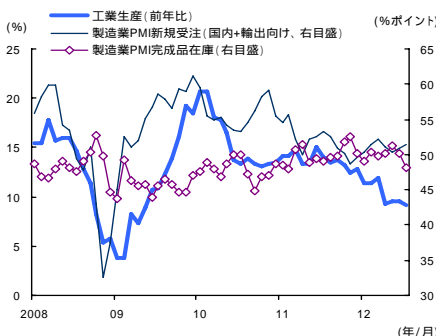
(資料)国家統計局
(注)年初からの累計。1月は非公表。(年/期)

企業の景況感判断DIと利益率



(資料)国家統計局
(注)工業企業の売上高利益率は年初からの累計。

工業生産と製造業PMI(新規受注、在庫)



(資料)国家統計局、物流購買連合会を基に日本総研作成
(注)製造業PMI(新規受注と完成品在庫)は日本総研が季節調整

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

輸出入

【輸出】

(1) 現状

輸出は増加基調であったものの、足許は一時的な世界経済の減速により、伸び悩み。

前半は欧州債務問題の影響を受けて、EU向けが伸び悩んだものの、米国景気の持ち直しなどにより、輸出総額は大幅に増加。7月は欧米経済や新興国経済の減速を受けて、減少。

(2) 展望

輸出が持続的に減少する可能性は小。第1に、輸出総額の2割を占める米国向けは、米国住宅価格や株価の上昇による個人消費の回復を受けて、今後増加する公算大。第2に、BRIS向けは、資源価格の底入れによる新興国の景気回復を背景に、拡大傾向で推移する見通し。7月の製造業PMIの新規受注指数(輸出向け)の低下幅は縮小。

今後、輸出は拡大基調にもどると予想されるものの、欧州債務問題の長期化やタイの洪水による反動増の剥落により、前半の強い増勢ではなく、緩やかな増加にとどまる見通し。

【輸入】

(1) 現状

輸入は横ばいで推移。鉄鉱石の輸入量は5、6月と高水準に回復したものの、7月は反落。

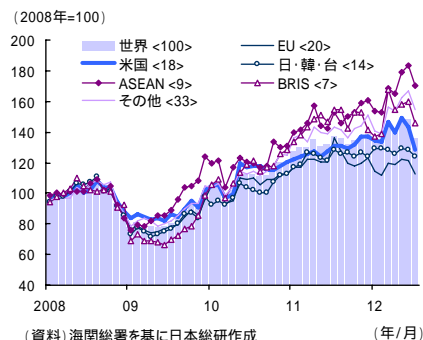
(2) 展望

今後、輸入は緩やかな増加傾向に転じる見込み。政府の景気対策の効果が徐々に顕在化する公算大。さらに、中小都市に対する不動産価格抑制策の緩和などにより、住宅市場の調整が一巡すれば、輸入の押し下げ要因が剥落する見通し。

【対中直接投資】

1～6月の対中直接投資は、欧州債務危機と中国経済の減速により、前年同期比 3.0%の減少。

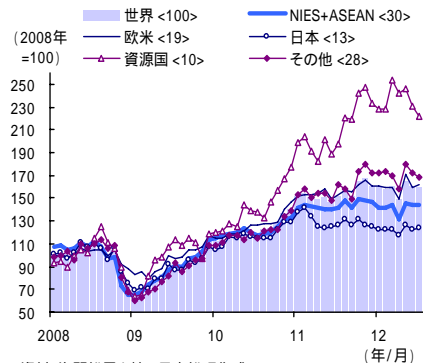
地域別輸出額(季調値)



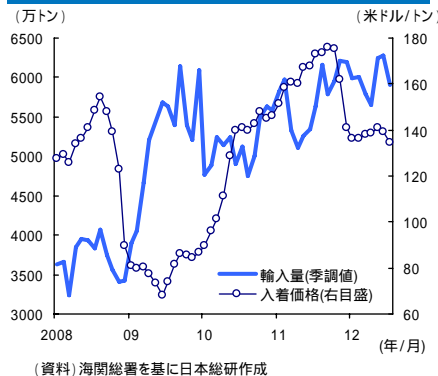
製造業PMI新規受注指数(輸出向け、季調値)



地域別輸入額(季調値)



鉄鉱石の輸入量と入着価格



固定資産投資

(1) 現状

固定資産投資は2012年入り後に急減速。投資減速の主因は企業収益の悪化を背景とした民間設備投資の増勢鈍化。資金原資別の内訳をみると、固定資産投資の3分の2を占める自己資金による投資の伸び率が、2012年入り後に低下。これは内部留保を原資とした民間企業の設備投資が中心。製造業の利益総額が前年割れとなるなど、民間企業の収益は悪化。売上高が内外需要の減速を受けて伸び率が低下する一方、人件費は人手不足により高い伸びを維持したため、利益率が低下したことが背景。

ただし、足許では投資の増勢鈍化に歯止めがかかる兆し。固定資産投資は1～5月の前年比20.1%増から1～7月に前年比20.4%増に持ち直し。公共投資の拡大や投資プロジェクトの承認加速、金融緩和が固定資産投資を下支え。

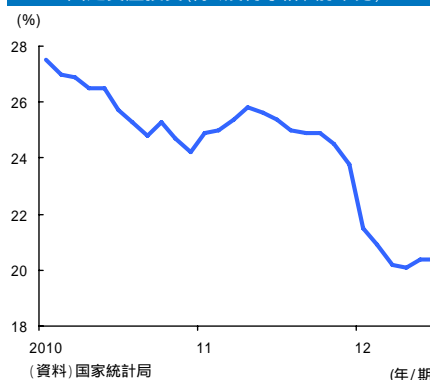
(2) 展望

公共投資は一段と拡大する見通し。2012年入り後、水利プロジェクトや鉱山開発などの公共事業が大幅に拡大。年後半からは、鉄道建設プロジェクトも拡大する見込み。金融危機後に年率5割増で拡大した国家予算による投資は、2011年に年率1割増に減速したものの、2012年は3割増になる見通し。

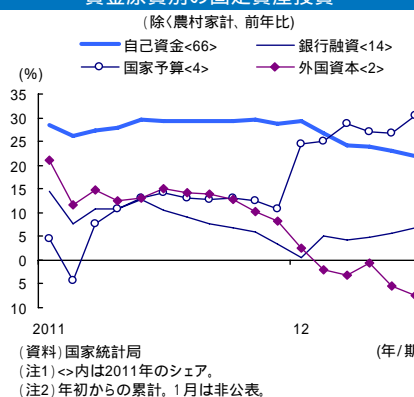
民間設備投資は、利下げと企業収益の持ち直しを受けて、伸び率低下に歯止めがかかる見込み。政府は6、7月と2ヵ月連続で利下げを実施。また、工業企業の利益率は2012年1～2月の5.0%から1～6月に5.4%に上昇。今後も、政府の景気てこ入れ策や不動産市場の調整の一巡を背景に、売上高が一段と増加することで利益率は持ち直すと予想。

以上より今後、固定資産投資は持ち直す公算大。実際、設備投資に先行性を有するわが国の工作機械の受注の動きをみると、6月の中国からの受注は2011年12月から28.4%増。スマートフォン向けなどが好調。

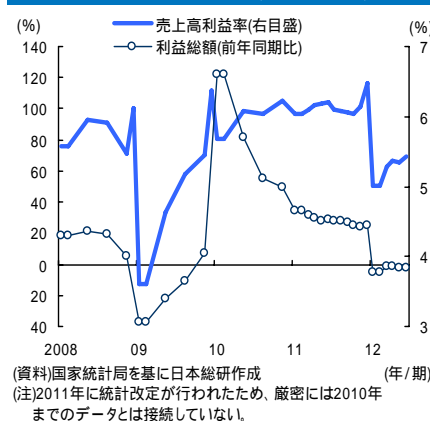
固定資産投資 (除く農村家計、前年比)



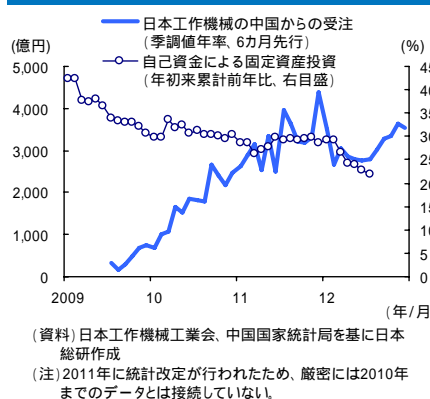
資金原資別の固定資産投資



工業企業の企業収益 (年初来累計)



工作機械の受注と固定資産投資



個人消費

【個人消費】

(1) 現状

実質小売売上高は2012年入り後に減速。とりわけ、ぜいたく品である娯楽関連や自動車、家電販売が伸び悩み。1～7月の家電販売額は前年同期比4.1%増、娯楽用品は同6.6%増、自動車は同8.5%増。

住宅市場の調整が個人消費減速の背景。住宅価格の下落を受けて、消費者マインドが悪化しており、家計はぜいたく品の消費拡大に慎重に。

(2) 展望

住宅市場の調整は早晩一巡する見通し。その後は、良好な雇用・所得環境、新たな消費促進策を受けて、消費は拡大に転じる公算大。実際、低迷していた住宅販売は、地方政府の不動産抑制策の緩和や住宅ローン金利の低下を背景に、不動産市場調整前の水準に回復。

【雇用・所得環境】

(1) 現状

雇用・所得情勢は良好。人手不足を背景に、求人倍率は2011年入り以降1倍以上を維持し、平均賃金は2桁の増加を持続。

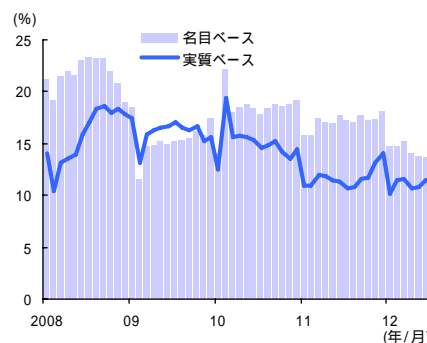
(2) 展望

当面、内陸部を中心に人手不足が続く見通し。企業は、a) 沿海部では景気低迷が長期化するリスクがあること、b) 内陸部の開発余地が大きいこと、c) 内陸部の人件費が沿海部よりも低水準であることを背景に、内陸進出を継続する公算大。

【消費促進策】

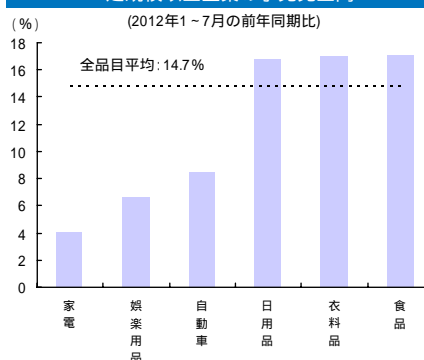
政府は、消費拡大を全人代で2012年の最重要課題に設定。これを受けて5月に政府は省エネ家電、省エネ照明、小型車、省エネモーター向けの補助金制度を公表。6月には、省エネ車減税制度の拡張と「自動車以旧换新」制度の再導入を発表。7月には、第8段の省エネ自動車リストを公開。住宅市場についても、基準金利の引き下げに合わせて、6月と7月に公的住宅ローン金利を2回引き下げ。

小売売上高 (前年比)



(資料) 国家統計局を基に日本総研作成
(注) 2010年から地域区分等の変更あり。CPI上昇率で実質化。

一定規模以上企業の小売売上高



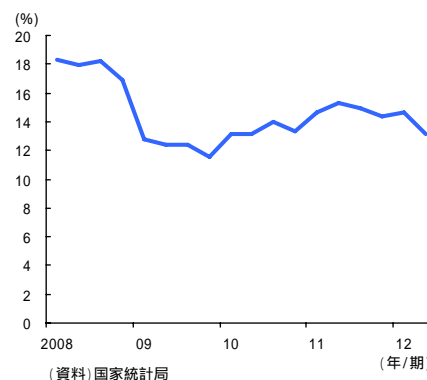
(資料) 国家統計局

分譲住宅販売床面積(季調値)



(資料) 国家統計局を基に日本総研作成

平均賃金の推移 (年初来累計、前年比)



(資料) 国家統計局

物価、不動産価格、マーケット動向

【物価】

(1) 現状

CPI上昇率は2011年7月をピークに低下傾向。2012年7月は前年同月比1.8%と6月の同2.2%から低下。

2011年に急騰した豚肉価格は7月に前年同月比18.7%の下落。豚肉価格は供給増加を背景に下落傾向を維持し、インフレは沈静化の方向。

工業生産者出荷価格は2012年1月から4月にかけて上昇してきたものの、5月以降は下落。

(2) 展望

CPI上昇率は景気に連動する傾向。ラグはおよそ半年。実質GDP成長率は2012年4～6月期まで低下し続けており、CPI上昇率は年末にかけて一段と低下する見通し。

【不動産価格】

6月、新築分譲住宅販売価格が前月比下落したの70都市のうち21都市。横ばいは24都市、上昇は25都市。

2011年秋口から住宅価格の下落が全国に広がったものの、足許でその動きは弱まりつつある状況。6月の住宅価格下落都市は5月の43都市から大幅に減少。

地方政府は不動産市場抑制策の緩和を開始。中国指数研究院によると、5月に蕪湖、池州、永州、臨沂、重慶などの都市で公的住宅ローンの融資限度額が引き上げられており、これにより、消費者の住宅購入時の現金負担が軽減。

【人民元レート】

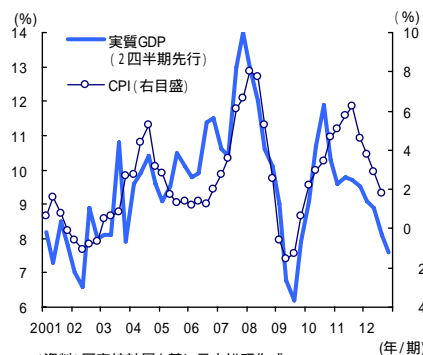
(1) 現状

8月14日時点で、1米ドル=6.359元。7月末に対して0.1%人民元高の水準。前年同月末比0.3%増価。

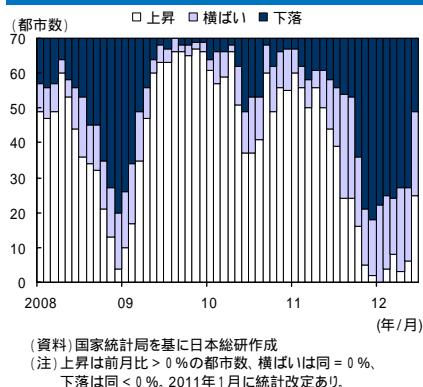
(2) 展望

今後、人民元レートは横ばいで推移すると予想。欧州債務危機が長期化するリスクが高いことを踏まえれば、政府は何らかの支援策を講じる見通し。

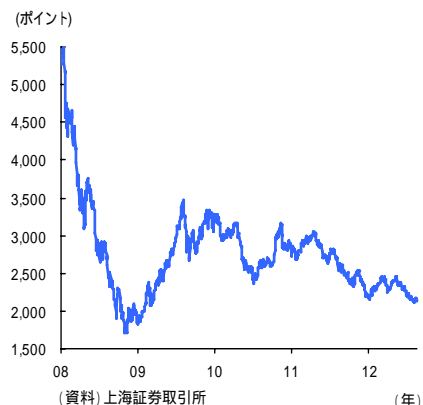
実質GDPとCPI(前年比)



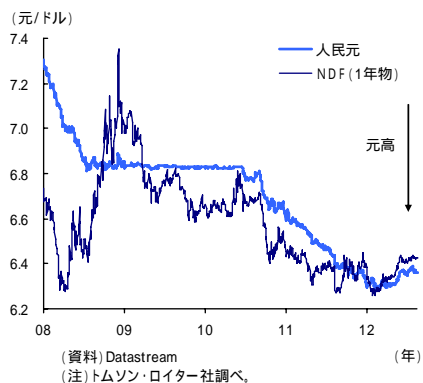
新築分譲住宅販売価格の騰落別都市数



上海総合株価指数



人民元レート



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

CNY - 中国人民元

7月新築住宅価格指数、1年ぶりの前月比上昇：固定資産投資には底打ちの気配

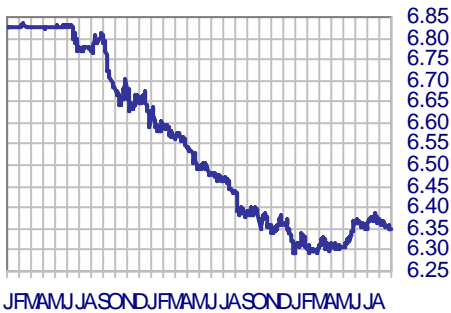
為替相場・政策金利予測

Sep-03	為替相場									政策金利		
	1USD=CNY			100JPY=CNY			1CNY=JPY			1年物貸出基準金利		
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		E of Q		End of Quarter	
SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC		SMBC	Bloomberg		
	6.3475	-	-	-	8.1140	-	-	-	-	12.32	-	6.00%
12Q3	6.3300	6.3500	6.3150	6.4040	8.0230	7.7700	8.3520	12.50	12.00	12.90	5.75%	5.88%
12Q4	6.3400	6.3100	6.3250	6.4140	7.6290	7.3890	8.1040	13.10	12.40	13.50	5.75%	5.75%
13Q1	6.3600	6.2800	6.2770	6.4340	7.6080	7.3680	7.9200	13.10	12.60	13.50	5.75%	5.75%
13Q2	6.3800	6.2500	6.2960	6.4540	7.5680	7.3290	7.8780	13.20	12.70	13.60	6.00%	5.88%
13Q3	6.3700	-	6.3550	6.4440	7.4850	7.2490	7.7920	13.40	12.90	13.80	6.25%	5.75%
13Q4	6.3600	6.2000	6.3450	6.4340	7.4210	7.1870	7.7250	13.50	13.00	13.90	6.50%	5.88%

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

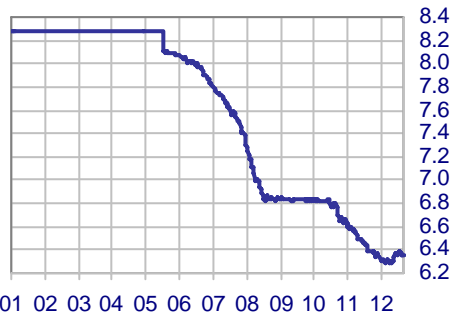
相場動向

USD/CNY-日足



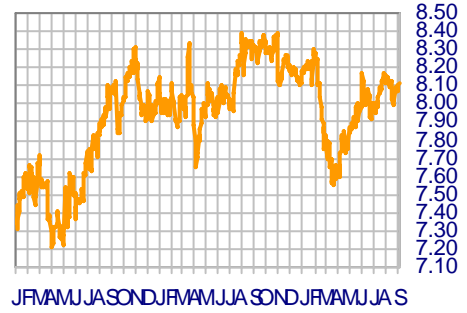
Sources: Bloomberg, CFETS

USD/CNY-週足



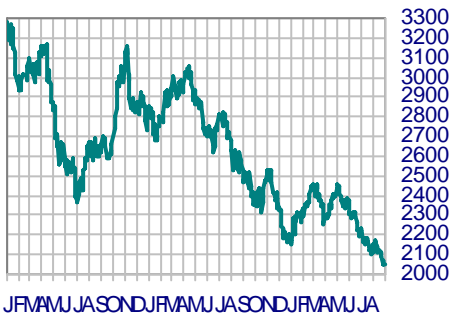
Sources: Bloomberg

JPY/CNY (100JPY=CNY)-日足



Sources: Bloomberg

上海総合指数-日足



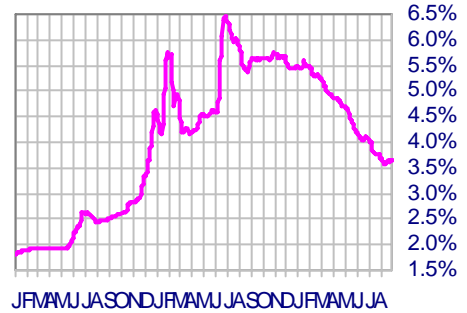
Sources: Bloomberg

上海総合指数-週足



Sources: Bloomberg

3ヵ月物SHIBOR-日足



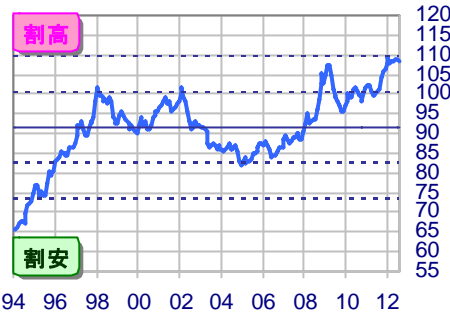
Sources: Bloomberg

CNY名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

8月の中国物流購買連合会(CFLP)製造業PMIは49.2で、前月実績の50.1から大きめの下落を示現した。企業活動の拡大・縮小の境目となる50を下回るのは昨年11月以来。サブ指数の新規受注指数が4ヵ月連続で50を下回る水準にて前月比悪化、生産指数は50を上回ったものの、4ヵ月連続で前月実績を下回った。一方、ロイター通信の計算によると、7月新築住宅価格指数(主要70都市)は前月比で0.1%上昇した。前月比の上昇は1年ぶり。また、固定資産投資の前年同月比の伸びは5月の+20.1%で底打ちした模様であり、政府・中銀の春先以降の緩和策が奏功しつつあることが示唆されている。

TWD - 台湾ドル

GDP前期比成長率は景気改善を示唆

為替相場・政策金利予測

Sep-03	為替相場									政策金利		
	1USD=TWD			100JPY=TWD			1TWD=JPY			公定歩合		
	29.89		-	38.21		-	2.6160		-	1.875%		
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg
12Q3	29.90	30.00	29.10	30.40	37.90	35.80	39.40	2.6390	2.5350	2.7940	1.875%	1.875%
12Q4	30.20	29.80	29.40	30.70	36.30	34.20	38.30	2.7520	2.6130	2.9140	1.875%	1.875%
13Q1	30.40	29.40	29.60	30.90	36.40	34.30	37.90	2.7500	2.6410	2.9120	2.000%	1.875%
13Q2	30.80	29.20	30.00	31.30	36.50	34.40	38.00	2.7370	2.6290	2.8980	2.125%	2.000%
13Q3	30.60	-	29.80	31.10	36.00	34.00	37.40	2.7810	2.6710	2.9450	2.500%	2.125%
13Q4	30.60	29.00	29.80	31.10	35.70	33.70	37.10	2.8010	2.6900	2.9660	2.625%	2.375%

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

相場動向

USD/TWD-日足



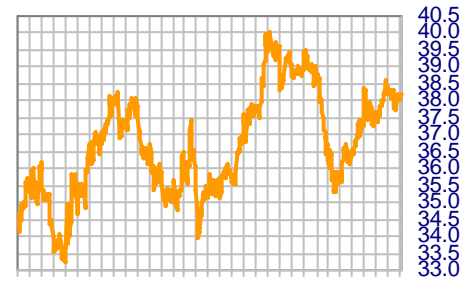
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



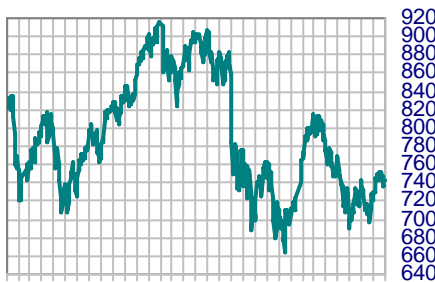
Sources: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD)-日足



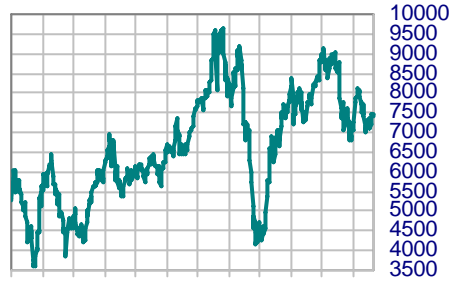
Sources: Bloomberg

加権指数-日足



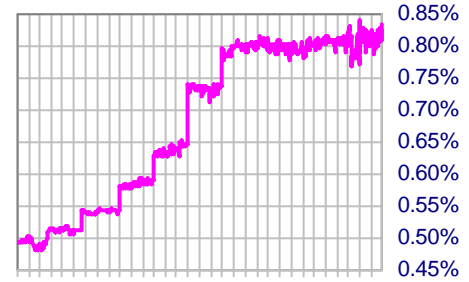
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



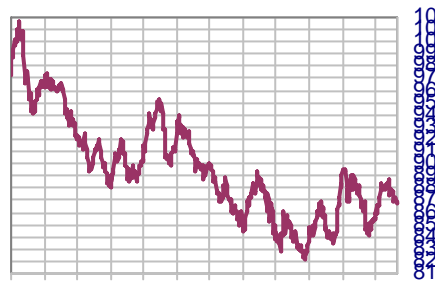
Sources: Bloomberg

3ヵ月物流通CP利回り-日足



Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

第2四半期の台湾GDPは前年同期比ベースでは0.18%減となり、アジア大洋州域内主要国・地域で唯一のマイナス成長を記録した。総固定資本形成(投資)が同-5.24%で4四半期連続のマイナス成長を記録、全体の成長率を押し下げた。輸出・輸入も脆弱で、それぞれ、同-2.00%、同-3.70%となった。一方、季節調整後系列の前期比では0.85%成長で第1四半期の同+0.38%から加速、昨年下半年の所謂「テクニカル・リセッション」から抜け出してから2四半期連続のプラス成長となった。総固定資本形成が同+3.66%と大きく伸びており、また、輸出がプラスに転じた模様。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

HKD - 香港ドル

第2四半期GDP、輸出弱含みで低迷

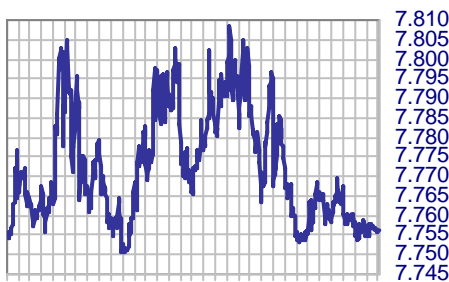
為替相場・政策金利予測

Sep-03	為替相場						政策金利					
	1USD=HKD		100JPY=HKD			1HKD=JPY		HKMA基準金利				
	7.7563		-			10.09		0.50%				
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter				
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg			
12Q3	7.8000	7.7700	7.7500	7.8500	9.8860	9.5040	10.2340	10.10	9.80	10.50	0.50%	-
12Q4	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.3860	9.0230	9.9860	10.70	10.00	11.10	0.50%	-
13Q1	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.3300	8.9690	9.6580	10.70	10.30	11.10	0.50%	-
13Q2	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.2530	8.8950	9.5790	10.80	10.40	11.20	0.50%	-
13Q3	7.8000	-	7.7500	7.8500	9.1660	8.8120	9.4890	10.90	10.50	11.30	0.50%	-
13Q4	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	9.1020	8.7500	9.4220	11.00	10.60	11.40	0.50%	-

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測
Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

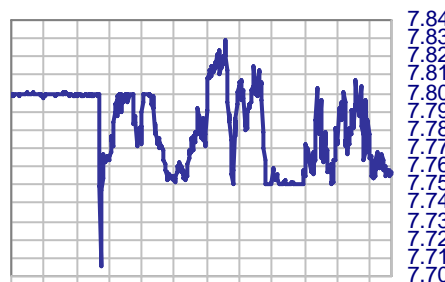
相場動向

USD/HKD-日足



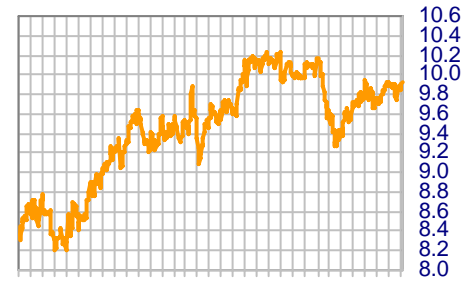
Sources: Bloomberg

USD/HKD-週足



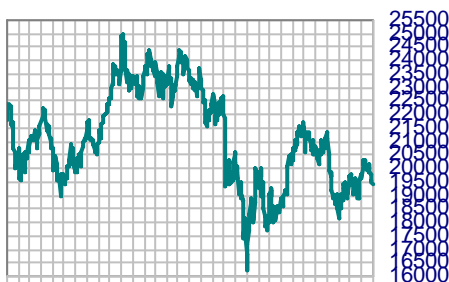
Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD)-日足



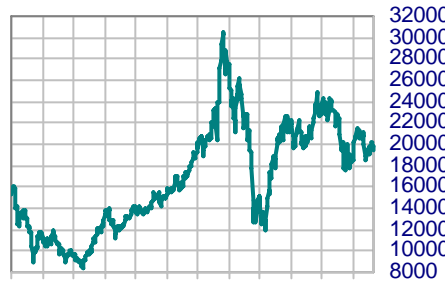
Sources: Bloomberg

恒生指数-日足



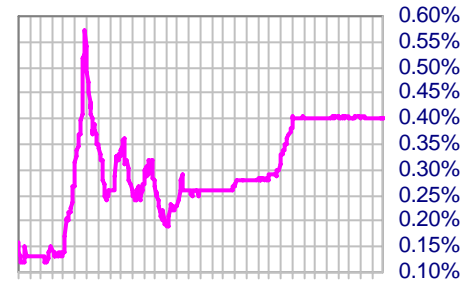
Sources: Bloomberg

恒生指数-週足



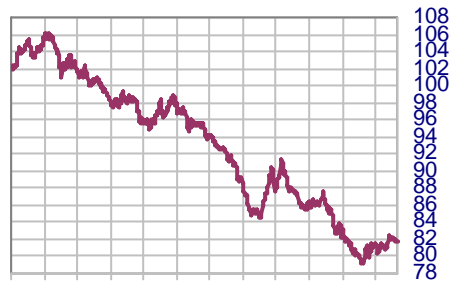
Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR-日足



Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

コメント

第2四半期の香港実質GDPは前年同期比1.1%増で、前期実績の同+0.7%からは加速したものの、低い成長率が続いた。季節調整後系列の前期比では0.1%減で、4四半期ぶりのマイナス成長となった。内需は堅調で同+3.3%と大きく成長、一方、輸出は同-3.0%で輸入の同-1.5%では補い切れず、純輸出(輸出-輸入)は全体の成長率を3.2%ポイントも引き下げた。通関ベースの貿易統計を見ると、第2四半期の対米、対中輸出はそれぞれ、前年同期比4.2%増、同+3.8%とプラスの伸びを維持したが、対EU輸出は同-9.0%となっており、やはり、欧州向け輸出が成長の足枷となっている。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。